

[参考資料]

環境基準、排出基準等

1 大気(悪臭)関係

ア 大気汚染に係る環境基準

汚染物質	二酸化硫黄(SO ₂)	一酸化炭素(CO)	浮遊粒子状物質(SPM)	光化学オキシダント(Ox)	二酸化窒素(NO ₂)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下	1時間値の1日平均値が10ppm以下	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下	1時間値が0.06ppm以下	1時間値の1日平均直が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
	1時間値が0.1ppm以下	1時間値の8時間平均値が20ppm以下	1時間値が0.20mg/m ³ 以下		
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
評価方法	98%値評価				
短期的評価	測定を行った日又は時間について、それぞれ評価する。				
長期的評価	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する(たとえば、年間365日分の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値)。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わない。				

注) いずれの評価も、1日のうち4時間を超えて1時間値が欠測となった場合は、1日平均値の評価は行わない。

非適用地域

- (ア) 工業専用地域(都市計画法による)
- (イ) 臨港地区(港湾法による)
- (ウ) 道路の車道部分
- (エ) その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

イ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

(S51年8月13日 中央公害対策審議会答申)

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
測定方法	水素炎イオン化検出器(FID)を用いる方法

ウ 有害大気汚染物質の環境基準

物 質	環 境 基 準	測 定 方 法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg / m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg / m ³ 以下であること。	同上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg / m ³ 以下であること。	同上

エ K値規制 (K値の推移)

改正年月日 市名	S47. 1. 5	S48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4.15	S51. 9.28
周南市(旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る)・下松市・光市	14.0	9.34	6.42(2.34)	4.67(2.34)	3.5(2.34)

注 1) ()内は、特別排出基準で新たに設置する施設に適用される。

2) 硫黄酸化物の許容排出量 (q) の算定

$$q = K \times H e^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{の単位: N m}^3 / h)$$

K : 地域ごとに定められる定数

He : 有効煙突高 (煙突実高 + 煙上昇高) (単位: m)

オ 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制等の概要

指定地域		周 南 地 域					
項目	適用規模	燃原料使用量(定格)が、1.0 kL / h以上 の工場等					
総量規制	既設	$Q = 3.32W^{0.9}$ (西部) $Q = 5.40W^{0.9}$ (東部)					
		$Q = 3.32W^{0.9} + 0.3 \times 3.32 \{ (W + Wi)^{0.9} - W^{0.9} \}$ (西部)		$Q = 5.40W^{0.9} + 0.3 \times 5.40 \{ (W + Wi)^{0.9} - W^{0.9} \}$ (東部)			
燃料規制	適用規模	燃原料使用量(定格)が、0.1 kL / h以上1.0 kL / h未満の工場等					
	基準	硫黄分1.2%以下					
備考	Q : 排出が許容される硫黄酸化物 (N m ³ / h) W : 既設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL / h) Wi : 新設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL / h)						

注 周南地域における西部とは周南市(旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る)及び下松市の区域、東部とは光市の区域である。

力 光化学オキシダントに係る緊急時における措置

(ア) 警報等の発令及び解除

発令の区分	発令の基準	解除の基準
オキシダント情報 (以下「情報」という。)	オキシダントの濃度が0.10ppm以上であって気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント特別情報 (以下「特別情報」という。)	オキシダントの濃度が0.12ppm未満であって、光化学スモッグ類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	光化学スモッグ類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。
オキシダント注意報 (以下「注意報」という。)	1 オキシダントの濃度が0.12ppm以上であつて、気象条件からみて継続すると認められるとき。 2 オキシダント警報が解除されたとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント警報 (以下「警報」という。)	オキシダントの濃度が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が回復すると認められるとき。

(イ) 緊急時の措置

区分	減 少 措 置	協力要請、勧告又は命令の区分
情 報	20パーセント以上の排出ガス量又は窒素酸化物排出量を減少する自主的措置をとる。	
特 別 情 報	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少する措置をとる。	協力要請又は勧告
注 意 報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少する措置をとる。	協力要請
警 報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40パーセント以上減少する措置をとる。	命令

キ 悪臭の規制

(ア) 悪臭防止法による規制

a 悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S51. 5. 1	周南市(旧徳山市)
S52. 3. 15	周南市(旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市(旧熊毛町)

b 敷地境界における規制基準

(単位: ppm)

規制地域の区分 臭気強度	A 地域	B 地域	C 地域
ア　ン　モ　ニ　ア	1	2	5
メ　チ　ル　メ　ル　カ　ブ　タ　ン	0.002	0.004	0.01
硫　化　水　素	0.02	0.06	0.2
硫　化　メ　チ　ル	0.01	0.05	0.2
二　硫　化　メ　チ　ル	0.009	0.03	0.1
トリ　メ　チ　ル　ア　ミ　ン	0.005	0.02	0.07
ア　セ　ト　ア　ル　デ　ヒ　ド	0.05	0.1	0.5
プロ　ピ　オ　ン　アル　デ　ヒ　ド	0.05	0.1	0.5
ノル　マル　ブ　チ　ル　アル　デ　ヒ　ド	0.009	0.03	0.08
イ　ソ　ブ　チ　ル　アル　デ　ヒ　ド	0.02	0.07	0.2
ノル　マル　バ　レ　ル　アル　デ　ヒ　ド	0.009	0.02	0.05
イ　ソ　バ　レ　ル　アル　デ　ヒ　ド	0.003	0.006	0.01
イ　ソ　ブ　タ　ノ　ー　ル	0.9	4	20
酢　酸　工　チ　ル	3	7	20
メ　チ　ル　イ　ソ　ブ　チ　ル　ケ　ト　ン	1	3	6
ト　ル　工　ン	10	30	60
ス　チ　レ　ン	0.4	0.8	2
キ　シ　レ　ン	1	2	5
ブ　ロ　ピ　オ　ン　酸	0.03	0.07	0.2
ノ　ル　マ　ル　酪　酸	0.001	0.002	0.006
ノ　ル　マ　ル　吉　草　酸	0.0009	0.002	0.004
イ　ソ　吉　草　酸	0.001	0.004	0.01

注) 表の値は、かぎ窓式無臭室において調香師が感知した臭気強度を6段階強度表示法により示し、その時の気中濃度を定量したものである。

(参考) 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

c 排出口における悪臭物質の規制基準

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルプチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、スチレン、キシレンに限る。

また、He が 5m 未満の場合については適用しない。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot C_m$$

この式において、q、He 及び C_m はそれぞれ次の値を示す。

q : 流量 (単位 : N m³ / h)

He : 補正された排出口の高さ (単位 : m)

C_m : b の敷地境界における規制基準値 (単位 : ppm)

d 排水中における悪臭物質の規制基準

(単位 : mg / L)

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度		
		A 地域	B 地域	C 地域
メチルメルカプタン	0.001 m ³ / s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001 m ³ / s を超え、0.1 m ³ / s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1 m ³ / s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001 m ³ / s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001 m ³ / s を超え、0.1 m ³ / s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1 m ³ / s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001 m ³ / s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001 m ³ / s を超え、0.1 m ³ / s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1 m ³ / s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001 m ³ / s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001 m ³ / s を超え、0.1 m ³ / s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1 m ³ / s を超える場合	0.03	0.09	0.3

(イ) 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

(臭気指数)

区分			悪臭防止法による規制地域			その他 の地域
			A	B	C	
敷地境界線			10	14	18	14
排 出 口	高さ 5m 以上	排出ガス量 300 N m ³ / 分以上	25	29	33	29
	15m 未満	排出ガス量 300 N m ³ / 分未満	28	32	36	32
	高さ 15m 以上 30m 未満		28	32	36	32
	高さ 30m 以上 50m 未満		30	34	38	34
	高さ 50m 以上		33	37	41	37
備考	臭気指数 = 10 log Y Y = 臭気濃度...原臭を無臭空気で希釈し検知閾値濃度に達した希釈倍率をいう。					

2 水質関係

ア 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.05 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02 mg / L 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / L 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg / L 以下
チウラム	0.006 mg / L 以下
シマジン	0.003 mg / L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
ベンゼン	0.01 mg / L 以下
セレン	0.01 mg / L 以下
ほう素	1 mg / L 以下
ふつ素	0.8 mg / L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 2 「検出されないこと」とは、別途定められている方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川

a

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸 素要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道 1 級、自然環境保全及び A 類型以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg / L 以下	25 mg / L 以下	7.5 mg / L 以上	50MPN / 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 類型以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg / L 以下	25 mg / L 以下	7.5 mg / L 以上	1,000MPN / 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 類 型以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / L 以下	25 mg / L 以下	5 mg / L 以上	5,000MPN / 100mL 以下

備考 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(イ) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 類型以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN / 100mL 以下
B	水産 3 級、工業用水 1 級、農業用 水及び C 類型以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-

注) 1 水道 2、3 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

2 水産 2 級： サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級： コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

3 工業用水 1 級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く) 水産 1 種・水浴及び 類型以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

(注) 1 水道 1 級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

2 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

暫定基準

名称	類型	範囲	達成期間	目 標	暫定基準(mg/L)	
					全窒素	全燐
菅野湖		全域	平成 16 年度	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	当分の間、適用しない	0.016
菊川湖		全域	平成 17 年度	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	0.34	0.017
米泉湖		全域	平成 17 年度	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	当分の間、適用しない	0.014

(ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n - ヘキサン抽出 物質 (油分等)	
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB類型以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN / 100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC類型の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考 1 基準値は日間平均値とする。

2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN / 100mL 以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
	自然環境保全及び 類型以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	水産1種・水浴及び 類型以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	水産2種及び 類型の欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

c

項目 類型	水 生 生 物 の 生 息 状 況 の 適 応 性	基 準 値	
		全 亜 鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	

備考 基準値は、年間平均値とする。

ウ 要監視項目及び指針値

(ア) 人

項目名	指針値	項目名	指針値
クロロホルム	0.06 mg / L 以下	イプロベンホス (I B P)	0.008 mg / L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下	クロルニトロフェン (C N P)	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg / L 以下	トルエン	0.6 mg / L 以下
p - デクロロベンゼン	0.2 mg / L 以下	キシレン	0.4 mg / L 以下
イソキサチオン	0.008 mg / L 以下	フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06 mg / L 以下
ダイアジノン	0.005 mg / L 以下	ニッケル	-
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg / L 以下	モリブデン	0.07 mg / L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg / L 以下	アンチモン	0.02 mg / L 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg / L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg / L 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg / L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg / L 以下
プロピザミド	0.008 mg / L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg / L 以下
E P N	0.006 mg / L 以下	全マンガン	0.2 mg / L 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg / L 以下	ウラン	0.002 mg / L 以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg / L 以下	-	-

(イ) 水生生物

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg / L 以下
		生物特 A	0.006 mg / L 以下
		生物 B	3 mg / L 以下
		生物特 B	3 mg / L 以下
	海 域	生物 A	0.8 mg / L 以下
		生物特 A	0.8 mg / L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg / L 以下
		生物特 A	0.01 mg / L 以下
		生物 B	0.08 mg / L 以下
		生物特 B	0.01 mg / L 以下
	海 域	生物 A	2 mg / L 以下
		生物特 A	0.2 mg / L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg / L 以下
		生物特 A	1 mg / L 以下
		生物 B	1 mg / L 以下
		生物特 B	1 mg / L 以下
	海 域	生物 A	0.3 mg / L 以下
		生物特 A	0.03 mg / L 以下

工 一律排水基準

(ア) 健康項目

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg / L	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg / L
シアン化合物	1 mg / L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg / L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg / L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg / L
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg / L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg / L
鉛及びその化合物	0.1 mg / L	チウラム	0.06 mg / L
六価クロム化合物	0.5 mg / L	シマジン	0.03 mg / L
砒素及びその化合物	0.1 mg / L	チオベンカルブ	0.2 mg / L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg / L	ベンゼン	0.1 mg / L
		セレン及びその化合物	0.1 mg / L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	海域外 10 mg / L 海域 230 mg / L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg / L		
トリクロロエチレン	0.3 mg / L	ふつ素及びその化合物	海域外 8 mg / L 海域 15 mg / L
テトラクロロエチレン	0.1 mg / L		
ジクロロメタン	0.2 mg / L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg / L
四塩化炭素	0.02 mg / L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg / L	-	-

備考 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(イ) 生活環境項目

生活環境項目	許容限度	生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0	フェノール類含有量	5 mg / L
		銅含有量	3 mg / L
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg / L (日平均 120 mg / L)	亜鉛含有量	5 mg / L
		溶解性鉄含有量	10 mg / L
化学的酸素要求量(COD)	160 mg / L (日平均 120 mg / L)	溶解性マンガン含有量	10 mg / L
		クロム含有量	2 mg / L
浮遊物質量(SS)	200 mg / L (日平均 150 mg / L)	大腸菌群数	日平均 3,000 / cm ³
		窒素含有量	120 mg / L (日平均 60 mg / L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg / L	燐含有量	16 mg / L (日平均 8 mg / L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg / L	-	-

才 水浴場水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA 不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2 mg / L 以下 (湖沼は3 mg / L 以下)	全透 (または1m以上)
	水質A 100個/100mL以下	油膜が認められない	2 mg / L 以下 (湖沼は3 mg / L 以下)	全透 (または1m以上)
可	水質B 400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5 mg / L 以下	1m未満 ~50cm以上
	水質C 1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8 mg / L 以下	1m未満 ~50cm以上
不適	1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg / L 超	50cm未満

(注) 全て同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

なお、不検出とは、平均値が検出限界を下回ることをいう。

力 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
鉛	0.01 mg / L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg / L 以下
六価クロム	0.05 mg / L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
砒素	0.01 mg / L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下	チウラム	0.006 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg / L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下	ベンゼン	0.01 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下	セレン	0.01 mg / L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / L 以下	ふつ素	0.8 mg / L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下	ほう素	1 mg / L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、
その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 ダイオキシン類関係

ア 耐容一日摂取量

1日、人の体重 1 kg当たり、4 pg
(コプラナー P C B を含む。)

イ 環境基準

- (ア) 大気環境基準 年間平均値 0.6pg - TEQ / m³ 以下
(イ) 水質環境基準 年間平均値 1pg - TEQ / L 以下
(地下水を含む。水底の底質を除く。)
(ウ) 水質の底質 150 pg - TEQ / g 以下
(エ) 土壤環境基準 1,000pg - TEQ / g 以下
調査指標 (汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準)
250pg - TEQ / g 以上

ウ 排出基準

(ア) 大気排出基準

(単位 : ng-TEQ / m³N)

特定施設の種類	新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 平方メートル以上又は焼却能力 50 kg / h 以上)	4t / h 以上	0.1
	2t / h ~ 4t / h	1
	2t / h 未満	5
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量 1,000 kV A 以上)	0.5	5
銑鉄製造業焼結炉 (原料処理能力 1 t / h 以上)	0.1	1
亜鉛回収施設 (原料処理能力 0.5 t / h 以上)	1	10
アルミニウム合金製造施設 (溶解炉は容量 1 t 以上、焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力 0.5 t / h 以上)	1	5

- (備考) 1 m³N ; 温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス (立方メートル)
2 酸素濃度補正 ; 廃棄物焼却炉 12%、焼結施設 15%
3 既に大気汚染防止法において指定物質抑制基準が適用されていた新設の廃棄物焼却炉
(火格子面積 2 m²以上又は焼却能力 200 kg / h 以上) 及び製鋼用電気炉について、上表の
新設施設の排出基準を適用
4 既設施設とは、平成 12 年 1 月 15 日以前に設置された施設 (設置の工事が着手されたものを含む。)

(イ) 水質排出基準

(単位 : pg-TEQ / L)

特定施設の種類	既設施設
<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸塩パルプ、亜硫酸パルプの製造の用に供する施設のうち、塩素系漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・ジオキサンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設 ・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 ・廃P C B等又はP C B処理物の分解施設及びP C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・カプロタクラムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 ・塩化ビニールモノマー製造の用に供する二塩化工チレン洗浄施設 ・廃棄物焼却施設(火床面積0.5平方メートル以上又は焼却能力50kg/時以上のものに限る。)の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、污水等を排出する灰の貯留施設 ・上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 	10

(ウ) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

3 ng-TEQ / g を超えるばいじん等は特別管理産業廃棄物に該当し、セメント固化等重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態で処分するか保管することとなる。

(エ) 廃棄物最終処分場の維持管理基準

放流水は、水質排出基準と同レベルの排水基準を適用し、飛散防止対策を強化すること等

(参考) pg-TEQ (ピコグラム); 1兆分の1g

ng-TEQ (ナノグラム); 10億分の1g

TEQ ; 毒性等量(異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、各異性体の毒性等価係数により換算した値)

例えば、2,3,7,8-四塩化ベンゾフラン; 係数 0.1

4 騒音・振動関係

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して、定められている。

(ア) 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S51. 2.13	周南市(旧徳山市、旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市(旧熊毛町)

(イ) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)

(単位: デシベル(等価騒音レベル))

地域の類型	基 準 値	
	昼間	夜間
A A	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

(地域の類型)

A A : 特に静穏を要する地域

A : 専ら住居の用に供される地域

B : 主として住居の用に供される地域

C : 相当数の住居、商業、工業地域

(時間区分)

昼間 : 午前 6 時 ~ 午後 10 時

夜間 : 午後 10 時 ~ 午前 6 時

(ウ) 道路に面する地域

(単位: デシベル(等価騒音レベル))

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値 (単位: デシベル(等価騒音レベル))

基 準 値		(備考) 個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれている場合は、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 45 以下、夜間 40 以下)によることができる。
昼 間	夜 間	
70 以下	65 以下	

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(ア) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S52. 3. 8	周南市(旧徳山市、旧熊毛町)

(イ) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (単位: デシベル)

地 域 の 類 型	基 準 値
主として住居の用に供される地域	70 以下
以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

ウ 騒音規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S44. 5. 1	周南市(旧徳山市、旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市(旧熊毛町)

エ 特定工場等の騒音に係る規制基準 (単位: デシベル)

時 間 区 分	区 域 の 区 分			
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
昼 間 午前8時から午後6時まで	50 以下	60 以下	65 以下	70 以下
朝 夕 午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	45 以下	50 以下	65 以下	70 以下
夜 間 午後9時から午前6時まで	40 以下	45 以下	55 以下	65 以下

才 騒音規制法第17条の規定に基づく自動車騒音の要請限度の地域指定状況

指定年月日	指定地域
S50.12.20	周南市(旧徳山市、旧新南陽市)
S58.4.1	周南市(旧熊毛町)

力 騒音規制法第17条の規定に基づく自動車騒音の要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
a区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
b区域のうち2車線以上及びC地域のうち車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下

(地域の類型)

- a区域：専ら住居の用に供される地域
- b区域：主として住居の用に供される地域
- c区域：相当数の住居、商業、工業地域

(時間区分)

- 昼間：午前6時～午後10時
- 夜間：午後10時～午前6時

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

(単位:デシベル)

区域の区分	基準値	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する区域	75以下	70以下

キ 振動規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S53. 5. 1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58. 4. 1	周南市（旧熊毛町）

ク 特定工場等の振動に係る規制基準 (単位：デシベル)

時 間 区 分	区 域 の 区 分		
	第1種区域	第2種区域（一）	第2種区域（二）
昼 間 午前8時から午後7時まで	60以下	65以下	70以下
夜 間 午後7時から午前8時まで	55以下	60以下	65以下

ケ 道路交通振動の限度 (単位：デシベル)

区域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
第1種区域	65以下	60以下
第2種区域	70以下	65以下

(地域の類型)

第1種区域： 主として住居の用に供される地域

第2種区域： 相当数の住居、商業、工業地域

(時間区分)

昼間： 午前6時～午後10時

夜間： 午後10時～午前6時

5 その他

土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては別表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレンふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄(略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

用語解説

アオコ

富栄養化によって藻類が異常繁殖し、湖沼面が緑色あるいは青色に変わる現象。藻類の種類によつては、腐敗して悪臭を放つたり、水がかび臭くなったりする。水の華の項を参照。

赤潮

水中に浮遊する微小な生物（主に植物性プランクトン）が突然異常に繁殖し、海水や湖水の色が変わる現象。魚介類に被害が出ることがある。水中の窒素・燐、ケイ素等の栄養塩濃度、自然条件が相互に複雑に関連して発生すると考えられている。

亜硝酸性窒素（ $\text{NO}_{2,3}-\text{N}$ ）

（硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の項を参照）

アンモニア性窒素（ NH_4-N ）

アンモニア、又はその塩の形で水の中に溶けた窒素分を指す。単位はmg / L。

硫黄酸化物

化石燃料（重油・石炭）の燃焼によって発生する無色、刺激臭の強い気体。呼吸器に障害を引き起こすことがあり、酸性雨の原因物質にもなる。

汚濁負荷量

ある水域（又は地点）に一定時間に流れ込む汚濁物質（COD、BOD、SSなど）の量。流れ込む水量と汚濁物質濃度との積により計算することが多い。単位はg / 時、kg / 日、t / 日。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染に係る基準が定められている。

近隣騒音

クーラー、洗濯機等の家庭用機器、テレビ、ステレオ、カラオケ、ピアノ等の音響機器、車の空ぶかし音、ペットの鳴き声、学校や広場から発生する音、話し声・泣き声、営業騒音等、日常生活で身近に起きている騒音。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素（主に非メタン炭化水素）が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成されるオゾンなどの強い酸化力をもつ物質の総称で、光化学オキシダントの原因になる。

降下ばいじん

ばいじんとは、狭い意味では、物の燃焼等によって飛散するススや灰分を指す。大気中には、この狭い意味でのばいじんのほか、諸種の粉じんが浮遊しており、これらのものを総称してばいじんということもある。そのうち、自重で、あるいは雨とともに地表に降るものを降下ばいじんという。

COD（化学的酸素要求量）

水中の汚濁物質を酸化剤を用いて化学的に酸化するときに必要な酸素量のことで、値が大きいほど汚濁物質が多いことを示す。単位はmg / Lで表わし、環境基準として海域や湖沼における有機汚濁の代表的な指標として用いられている。

硝酸性窒素・亜硝酸性窒素（ $\text{NO}_{2,3}-\text{N}$ ）

硝酸又は亜硝酸、又はその塩の形で水に溶けている窒素分を指す。単位はmg / L。

生活排水・生活雑排水

台所、風呂、洗濯、浄化槽放流水など、家庭から排出される排水を生活排水といい、この中から屎（浄化槽放流水）を除く排水を生活雑排水という。

全窒素（T-N）

いろいろな化合物の形で水の中に含まれる窒素を、窒素だけの重さで表したもので、単位はmg/L。環境基準として海域、湖沼の汚濁指標として用いられている。

全磷（T-P）

いろいろな化合物の形で水の中に含まれる磷を、磷だけの重さで表したもので、単位はmg/L。環境基準として海域、湖沼の汚濁指標として用いられている。

大腸菌群数

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、屎尿汚染の指標として使われている。河川、海域の汚濁指標として用いられている。

騒音レベル・等価騒音レベル

騒音計を使って、人間の耳に似せた特性で測定した値を騒音レベルといい、単位はdB。この騒音レベルをエネルギーに換算して時間的な平均値を求め、騒音レベルに計算し直したもの等価騒音レベルといい、環境基準の評価に使う。

窒素酸化物（NO_x）

物を燃やしたときに発生する窒素と酸素が結びついたもの。その発生源は、工場、自動車、家庭の厨房施設等、多岐にわたる。これは、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質にもなる。燃焼によってできるのは、一酸化窒素であり、これが大気中の酸素と反応して二酸化窒素となる。

デポジットゲージ

降下ばいじん採取器で、その構造は直径30cmの大形ロートと20Lの貯水びんより組立てられている。

デシベル（dB）

騒音又は振動の大きさを表す単位。

等価騒音レベル

（「騒音レベル・等価騒音レベル」の項を参照）

二酸化鉛法（PbO₂法）

空気中の硫黄酸化物が二酸化鉛と反応する性質を利用して、硫黄酸化物の濃度を測定する方法。一定期間（例えば1ヶ月間）の平均的な濃度がわかる。

農業集落排水（処理施設）

農村地域において、生活排水を集合処理する下水道のような処理施設。一般に人口1,000人以下を対象とする。漁業集落に対するものを漁業集落排水という。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物質が、微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素量のこと。値が大きいほど汚濁物質が多いことを示す。単位はmg/Lで表わし、河川における有機汚濁の代表的な指標として用いられている。

富栄養化

湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域に、工場排水や生活排水が流入することで、水中の窒素、磷が増え、栄養塩類が蓄積される現象をいう。富栄養化になると栄養が豊富にあるので植物プランクトンが異常繁殖しやすくなり、赤潮やアオコが発生する。

浮遊物質量 (S S)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性物質の総称で、数値が大きいほど水がにごっていることを示す。環境基準として河川、湖沼の汚濁指標として用いられている。

浮遊粉じん

空気中に浮遊している粉じんの総称。大部分は石炭、石油、廃棄物の燃焼によって発生し、自動車排出ガス、自然現象によるものもある。このうち、10 ミクロン以下のものを浮遊粒子状物質という。

浮遊粒子状物質 (S P M)

大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち、粒径 10 ミクロン以下の粒子状物質をいい、様々な金属成分、二次生成塩等から構成されている。

p H (水素イオン濃度)

水素イオン濃度のこと。7 が中性、7 をこえるとアルカリ性、7 未満は酸性。環境基準として河川、海域、湖沼の汚濁指標として用いられている。

水の華

淡水域で植物性プランクトンが異常繁殖して起こる水の着色現象。赤色や赤褐色になった場合を淡水赤潮という。湖沼面が青い粉をまいたような場合を特にアオコと呼ぶ。

ミリグラム・パー・リットル (mg / L)

1 L 中に何 mg 含まれるかを表す単位。

無機性窒素

アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の合計で、単位は mg / L。

要請限度

自動車による騒音や振動により、道路周辺の生活環境が著しくそこなわれている場合、公安委員会や道路管理者に必要な措置の要請や意見をのべることができる限度をいう。

溶存酸素量 (D O)

水中に溶けている酸素量を表わす。環境基準として河川、海域、湖沼の汚濁指標として用いられている。

関係条例

周南市環境基本条例

平成 16 年 8 月 2 日
条例第 44 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等(第 8 条 第 12 条)

第 2 節 環境の保全等のための施策(第 13 条 第 23 条)

第 3 節 地球環境保全の推進(第 24 条)

第 4 節 施策の推進体制の整備等(第 25 条・第 26 条)

附則

私たちの住む周南市は、北には縁深き中国山地が走り、そのふもとには美しい田園地帯が続き、南には青い瀬戸内海が広がる、自然豊かで、気候の温暖なまちです。

私たちは、古来からこのような豊かで潤いのある環境から多くの恵みを受け、先人の努力の積み重ねにより、豊かな産業と香り高き文化を発展させてきました。

1960 年のなかば頃から臨海部において大気汚染、水質汚濁などの公害が表面化してきました。そこで、市民、企業、学識経験者、行政が一体となって、自主的な規制により公害を克服し、その方式は、その後の公害対策の基本となり、公害の未然防止に効果を上げています。

近年においては、資源やエネルギーを大量に消費する社会・経済活動が、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方、環境への負荷を著しく増大させ、環境の持つ回復能力を超える規模となっています。

このため、私たちは、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会・経済活動を見直し、環境への負荷の低減を図り、恵み豊かな潤いのある環境の保全に努めることが必要です。

ここに私たちは、周南市に集うすべての人々が相互に協力し合い、恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、創造及び再生(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、役務等の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(3) 森林、農地、河川、海岸等における身近な自然環境を保全することによって、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。

(4) 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することによって、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ周南市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全等について配慮するものとする。

(市民の意見の反映)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第12条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全等のための施策

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に資する公共的施設の整備)

第14条 市は、下水道、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第15条 市は、森林、農地、河川、海岸等の自然環境の保全等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定)

第17条 市長は、事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定などを締結することができる。

(経済的措置)

第18条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のために施設の整備その他適切な措置をとるよう促すため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第19条 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者、滞在者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民団体等の自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第 22 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全等に関する研究が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と協力して、環境の保全等に関する調査、研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する広域的な取組の推進に努めるものとする。

第 4 節 施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、市民団体等と連携して必要な体制を整備するものとする。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

周南市環境審議会条例

平成 15 年 7 月 28 日

条例第 249 号

(設置)

第 1 条 市の環境の保全に関する事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、周南市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の審議、調査に資する資料を提供するため、審議会に技術調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、35 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 工場又は事業場を代表する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 住民を代表する者

2 調査会の委員は、20 人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 審議会の委員及び調査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長 1 人、副会長 3 人を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位によりその職務を代行する。

5 調査会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、調査会に属する委員のうちから互選する。

6 委員長は、会務を掌理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前 3 項の定めは、調査会に準用する。

(事務処理)

第 6 条 審議会及び調査会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

周南市 環境政策課 行

周南市の環境（平成17年度版）を、ご覧いただきありがとうございます。報告書をより有効なものとするため、広く皆様からご意見・ご感想を募集しています。当報告書の次年度版以降を作成する際の参考とさせていただきますので、下記にご記入の上、FAXいただければ幸いです。

Q1 本報告書をご覧になってどのようにお感じになりましたか。（ひとつだけ選択）

良く出来ている

普通

あまり良くない

Q2 本報告書へのご意見・ご感想など、ご自由にご記入ください。

Q3 本報告書をどのような立場でお読みになられているか教えてください。（複数回答可）

周南市の市民として

環境活動団体として

報道関係者として

周南市の市民ではないが

業務（環境担当として）

行政関係者として

学生として

業務（環境担当ではない）

その他（ ）

Q4 本報告書の存在は、何を通じてお知りになりましたか。（複数回答可）

新聞

テレビ

ラジオ

雑誌

ホームページ

知人

その他（ ）

ご協力ありがとうございました。差し支えなければ下記欄にもご記入ください。

(フリガナ)

お名前

ご住所（勤務先ご住所）

〒 -

ご職業（勤務先）

部署

お電話番号

E-mail

環境政策課 TEL 0834-22-8324

「周南市の環境」

平成 17 年度

平成 18 年 3 月

編集発行 周南市環境生活部環境政策課

〒745-8655 周南市岐山通 1 - 1

電話 0834 - 22 - 8324

FAX 0834 - 22 - 8325

E-mail : kankyo@city.shunan.yamaguchi.jp

周南市HP : <http://www.city.shunan.yamaguchi.jp>

環境政策課HP : <http://www.city.shunan.yamaguchi.jp/hp/kankyo/>

